

桂川漁業協同組合 内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、桂川漁業協同組合が免許を受けた、内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする、当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・うなぎ・もくずがに・すっぽん）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・さお釣・ばくだんつり・投網による遊漁の場合には、当該遊漁の承認による当該水産動物の保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう、以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条同項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投 網	網目 15cmにつき10節以下
かにかご	1人 3個以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から12月31日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間は水産動物の採捕をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
豊後高田市大字嶺崎堀田井堰上端から上流桑納橋の下流端の間の区域	1月1日～12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる水産動植物はそれぞれイ欄に規定する、全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	15センチメートル
こ い	〃
う な ぎ	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならない。ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料金に100円を附加して得た額とする。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁料
あゆ・こい・うなぎ もくずがに・すっぽん	手釣・さお釣	1日500円 1年間1,000円
	ばくだんつり	1日500円 1年間2,500円
	投 網	1年間2,000円
	かごつけ	1年間2,500円
	かにかご	1年間1,500円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

中学生以下	無 料
身体障害者	前項に規定する額の1/2に相当する額

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

販売所	住 所	電話番号
桂川漁業協同組合事務所	大分県豊後高田市呉崎753番地	0978-25-5552

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式(1)による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ 漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した、遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は認可の日から施行する。

